

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻長期履修の
取扱いに関する細則

平成 22 年 3 月 3 日
創薬科学専攻設置準備会議承認

平成 24 年 1 月 4 日
博士後期課程創薬科学専攻及び博士課程薬学専攻設置準備会議承認

(趣旨)

第 1 条 この細則は、金沢大学長期履修の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻（以下「薬学系領域」という。）における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象となる学生)

第 2 条 薬学系領域で長期履修を申請することのできる者は、当領域に在籍する正規学生及び当領域に入学しようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 有職者（臨時雇用を含む）
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間は、金沢大学大学院学則第 7 条に規定する在学年限の範囲内で学期を単位とする。

(長期履修及び短縮の開始日)

第 4 条 長期履修及び短縮の開始日は、学期の始めとする。

(長期履修の申請)

第 5 条 長期履修を申請しようとする者は、主任指導教員（薬学系領域に入学しようとする者にあつては指導予定教員）の承認を得て、規程第 6 条第 1 項に定める長期履修申請書に次の第(1)号から第(4)号のいずれかの証明書類を添付して、第 2 項に定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

- (1) 会社等に勤務する者は、所属長の在職証明書
- (2) 臨時雇用の職にある者は、1 週間当たりの勤務時間数を示した雇用先の証明書
- (3) 家事、育児、介護等に従事している者は、家事、育児、介護等に従事していることの証明書又は申立書
- (4) その他専攻が指定する証明書類

2 長期履修を希望する者の申請時期は、次のとおりとする。

- (1) 薬学系領域に入学しようとする者にあつては、入学手続期間に準じる。
 - (2) 博士前期課程の在学者にあつては、前期（4月）開始希望の場合は1年次の2月末日までに行うものとする。後期（10月）開始希望の場合は1年次の8月末日までに行うものとする。
 - (3) 博士後期課程の在学者にあつては、前期（4月）開始希望の場合は1年次又は2年次の2月末日まで、後期（10月）開始希望の場合は1年次又は2年次の8月末日までに行うものとする。
 - (4) 博士課程の在学者にあつては、前期（4月）開始希望の場合は1年次、2年次又は3年次の2月末日まで、後期（10月）開始希望の場合は1年次、2年次又は3年次の8月末日までに行うものとする。
- 3 前2項に基づく申請があつたときの手続は、薬学系領域委員会（以下、「委員会」という。）の議を経て、学長に申し出るものとする。

（履修期間の短縮）

第6条 既に長期履修を許可されている者の履修期間（以下「履修期間」という。）の短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）をしようとするときは、主任指導教員の承認を得て、規程第7条第3項に定める長期履修短縮願を研究科長に提出しなければならない。

2 履修期間短縮の申請は、短縮後の修了予定が前期（9月）の場合は前年度の2月末日まで、後期（3月）の場合は8月末日までに行わなければならない。

3 その他履修期間の短縮に係る手続きは、前条第3項の手続を準用する。

（雑則）

第7条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。